



令和7年6月27日

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書に対する 事業者宛て市長意見の公表について(お知らせ)

標記事業について事業者から意見を求められ、市長意見を令和7年6月27日付けで提出するとともに、同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。

1 事業者の名称

事業者の名称：E N E O S P o w e r 株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 香月 有佐

主たる事務所の所在地：東京都千代田区大手町一丁目1番2号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名 称：(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

種 類：発電所（火力発電所）の設置

規 模：出力約75万kW

3 対象事業実施区域

川崎市川崎区扇町12番1号

4 市長意見の公表

令和7年6月27日（金）

5 事業者問合せ先

住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

名称：E N E O S P o w e r 株式会社 発電部 エンジニアリンググループ

電話番号：03-6257-7246（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時～午後5時）

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課

電話 044-200-2156

ファクス 044-200-3921

電子メール 30kanhyo@city.kawasaki.jp

（仮称）扇町天然ガス発電所
建設プロジェクトに係る
計画段階環境配慮書に対する市長意見

令和7年6月

川崎市

川崎市長意見

「(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト」(以下「対象事業」という。)に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)に対する意見は、以下のとおりである。

1 全般的な事項

対象事業は、環境性及び経済性に優れた最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備(約75万kW)を新設するものであり、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料として天然ガスを使用する発電設備を新設し、二酸化炭素の排出量が増加することから、2050年のかーボンニュートラル社会の実現に向けて、天然ガスと水素の混焼発電、CCU(Carbon dioxide Capture and Utilization:二酸化炭素回収・利用)やCCS(Carbon dioxide Capture and Storage:二酸化炭素回収・貯留)により、温室効果ガスの更なる削減に努めること。また、川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないことから、燃焼条件等の検討の際には窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた対象計画を策定すること。

配慮書に示されている複数案から対象計画を策定するに当たっては、大気環境及び景観を始めとする様々な環境要素を考慮し、総合的な見地に立って判断するとともに、策定の経緯について明らかにすること。

2 個別事項

(1) 大気質

極めて近接した地域に複数の火力発電所が存在することから、対象事業による大気質の環境影響を予測するだけでなく、近接する火力発電所の排ガスとの複合影響の予測と対象事業の寄与率を今後の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）等において明らかにすること。

(2) 水蒸気白煙

復水器の冷却は冷却塔により行う計画であり、周辺に存在する既設冷却塔などにより影響を受けるとともに、湿度等の気象条件によっては、周辺の保育園、病院、住居などへの排気（水蒸気）の拡散、船舶、自動車交通などへの白煙による視程障害等の影響を及ぼすことが懸念される。そのため、今後の方針等において冷却塔排気による影響について検討すること。

また、周辺に既設の冷却塔や発電所煙突などが存在することは、それらの施設からの排気の巻き込みなどにより、当該施設の冷却塔排気の拡散への影響、冷却塔稼働時の冷却性能へ影響が生じることも懸念される。そのため、周辺施設の排気の巻き込みなどの観点から、冷却塔を含む発電施設の最適な配置・位置を必要に応じて検討すること。

(3) 土壌汚染

事業実施想定区域内に土壌汚染のおそれがあることから、土壌汚染が判明した場合の基本的対処方針を今後の方針等において明らかにすること。

参考

○ 環境影響評価に関する手続経過

- 令和 7 年 4 月 14 日 事業者から配慮書の送付及び意見を求める旨の予告文受領
- 4 月 30 日 市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
- 5 月 12 日 配慮書の受理
事業者から市長意見に係る依頼
- 5 月 13 日 環境影響評価法に基づく配慮書の公告及び縦覧開始
神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
- 6 月 12 日 環境影響評価法に基づく配慮書の縦覧終了及び意見書の締切日
- 6 月 17 日 審議会から市長宛て答申
- 6 月 27 日 市長意見を神奈川県知事及び事業者宛て送付

○ 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

- 令和 7 年 4 月 30 日 現地視察
- 5 月 20 日 審議会（配慮書事業者説明及び審議）
- 6 月 17 日 審議会（配慮書答申案審議）